

「宜野湾市避難行動要支援者支援計画」 策定しました！

Q1 避難行動要支援者って何？

災害が発生したときに一人で逃げるのが難しい方や、避難後の生活で特に手助けの必要な方のことを言います。

Q2 どんな計画なの？

自ら災害に備える「自助」、地域での支え合いによる「共助」および市などの行政機関の取り組みである「公助」がお互いに連携し、災害が発生したときに要支援者の命を守るための取り組みを推進する計画です。

Q3 避難行動要支援者の範囲は？

- ・要介護認定1～5の方
 - ・療育手帳A1、A2の方
 - ・身体障害者手帳1級、2級の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ・後期高齢者のみで構成される世帯の方（一人暮らしも含む）
 - ・その他、難病患者、小児慢性特定疾病患者など市長が認める方
- ※ただし施設入所者や、長期入院されている方は対象となりません。



避難行動要支援者は「個別避難計画」を作成しましょう！



個別避難計画とは、災害が起きたときに一人で逃げるできない方が「だれと、どこに、どうやって逃げるか」をあらかじめまとめた一人ひとりの避難計画です。災害が発生したときに自らの安全を確保し、素早く行動するために、日頃から災害に備える必要があります。

1、情報提供の同意に関して

同意が得られた方については、個別避難計画を作成し、災害が起きたときに備え、避難支援等に必要範囲で避難支援等関係者（消防・警察・社会福祉協議会・民生委員・自主防災組織・地域支え合い活動委員会等）に対し、記録された情報を提供し共有します。

2、申請方法

「宜野湾市避難行動 要支援者名簿の提供に関する同意書兼個別避難計画」に必要事項をご記入の上、宜野湾市福祉総務課の窓口へ提出してください。様式はホームページまたは福祉総務課の窓口にて受け取ることができます。また、作成した個別避難計画は、ご本人や支援者も内容を把握し、いつでも確認できる状態にしておくことや、いざという時に持ち出せるようにしておくことが大切です。

3、大切なこと

日頃から自治会やご近所の方と気軽に話せる関係を築き、周囲の方々とのよい関係づくりを心がけましょう。あなたのことを知る人が多ければ、災害時に安全を守る手助けをしてもらえる可能性が高まります。個別避難計画を作成したら計画にもとづいて避難ルートを移動してみるなど、日頃からいざという時のための準備をしておきましょう。

※申請すれば、かならず支援を受けられるというものではありません。また、避難支援等関係者も自分自身とその家族の命が最優先です。支援ができなかったからと言って避難支援等関係者が責任を負うものではありません。



お問い合わせ 福祉総務課 ☎ 893-4142